

公立大学法人宮城大学最高情報責任者等の設置に関する規程

平成29年6月28日

規程第156号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）における最高情報責任者（Chief Information Officer。以下「CIO」という。）及び最高情報責任者代理（以下「CIO代理」という。）の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(最高情報責任者)

第2条 本学にCIOを置き、本学における教育及び研究並びに運営活動等、大学業務全般の情報化を統括し、情報戦略を含む情報全般の企画、立案及び実施に関する全ての権限及び責任を有する。

2 CIOは、理事長が任命し、その任期は2年以内とする。

(最高情報責任者代理)

第3条 本学にCIO代理を置き、CIOがあらかじめ委任した職務を行うとともに、情報化による教職員及び学生の利便性の向上、情報システム運営の改善、最適化計画の策定及び情報システムの調達において、CIOに対して技術的支援及び助言等を行う。

2 CIO代理は、理事長が任命し、その任期は2年以内とする。

附 則 (H29.6.28 第123回理事会)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。